

入居申込書兼保証委託申込書（個人用）

物件名		号室	所在地								
月額	賃料	円	礼金	ヶ月	円	契約予定日	入居希望日				
	共益費	円	敷金	ヶ月	円	間取り	面積	m ²	ペット	無・有（ ）	
	その他月額	円	敷引	ヶ月	円	自転車	無・有（台）	バイク	無・有（台）	車	無・有
月額合計		円	仲介手数料（税込）		円	車種	色	ナンバー			
使用目的						住居・事務所・店舗・その他（ ）					
転居理由						就職・転職・転勤・結婚・独立・その他（ ）					

申込人	フリガナ											現	〒	
	氏名											住		
	生年月日	西暦	年	月	日	（オ）	男・女	配偶者	有・無	現住居	賃貸・自己所有・家族所有・他（ ）			
	メールアドレス※必須						自宅電話			携帯電話				
	勤務先	フリガナ											所在地	
		名称											TEL	FAX
設立	年	月	資本金	万	社員数	人	業種	部署		役職				
職業	正社員・公務員・個人事業主・契約社員・派遣社員・その他（ ）						勤続年数	年	年収	万				

入居される方										・契約者のみ		・契約者と家族		・家族（契約者以外）		・その他（ ）		入居人数	人
入居者	（カナ）	氏名	性別	男・女	続柄					生年月日	西暦	年	月	日	（才）				
			携帯					勤務先	TEL										
	氏名	性別	男・女	続柄					生年月日	西暦	年	月	日	（才）					
		携帯					勤務先	TEL											
	氏名	性別	男・女	続柄					生年月日	西暦	年	月	日	（才）					
		携帯					勤務先	TEL											

口 連帯保証人・口 緊急連絡先	フリガナ											続柄	現	〒
	氏名											住		
	生年月日	西暦	年	月	日	（オ）	男・女	配偶者	有・無	現住居	賃貸・自己所有・家族所有・他（ ）			
	メールアドレス						自宅電話			携帯電話				
	勤務先	フリガナ											所在地	
		名称											TEL	FAX
設立	年	月	資本金	万	社員数	人	業種	部署		役職				
職業	正社員・公務員・個人事業主・契約社員・派遣社員・その他（ ）						勤続年数	年	年収	万				

※お申し込みについての注意事項（申込時添付書類：保険証・住所記載身分証）※マイナンバー記載無いもの
 各医療保険証の記号・番号・保険者番号をマジックで黒く塗りつぶす等、必ず削除（マスキング）を施して、送信下さるようご協力お願い致します。

- ・本申込書及び保証会社（信販会社含む）の利用契約書内容に虚偽の記載があった場合は申込をお断りさせていただきます。
- ・申込確認のため賃借人・緊急連絡先等へ連絡させて頂くことがあります。審査結果によっては申込をお断りする場合があります。その際、詳細等は回答致しません。
- ・ご提出頂いた書類はいかなる場合も返却は致しませんのでご了承下さい。不成立の場合には弊社の判断にて処分させていただきます。
- ・契約予定日決定後、鍵シリンダーの交換を行います。交換以後に申込者の都合でキャンセルの場合は、交換費用の負担金を実費としてお支払い頂きます。
- ・前入居者の原状回復後、契約期間開始日までの間には再クリーニングは行いません。現況貸しであり、希望の際には費用は賃借人負担にて手配してください。
- ・前入居者の原状回復及び契約期間開始日までの間には消臭・消毒は行なっていません。希望の際には費用・手配は賃借人負担にて手配してください。
- ・契約期間中、当社提携の保証会社・家財保険・安心入居サポートへの加入を条件とさせていただきます（費用は申込人負担）。

上記説明を受け、本書面記載事項を確認し承諾の上、記載の仲介手数料に同意し、入居申込・保証委託申込を致します。

年 月 日 氏名 印（印鑑が無ければサインをお願いします）

◆ 仲介業者様（客付）

上記、変更可能性なく、相違ないことを確認しました。	社名：	担当：
住所	TEL：	FAX：

■ 審査結果送信先（申込窓口）

株式会社大松建設	〒223-0065 神奈川県横浜市港北区高田東3-12-15
担当：松元	TEL：045-544-9811 FAX：045-544-9833

保証会社：全保連株式会社	沖縄県那覇市安謝2-2-5	TEL：098-866-5078	FAX：045-317-2805
--------------	---------------	------------------	------------------

※審査内容により保証会社を変更させて頂く場合がございます。	保証会社FAX	保証承認	書類送付	入金	鍵送付
-------------------------------	---------	------	------	----	-----

株式会社大松建設 FAX：045-544-9833

株式会社大松建設は、今後、賃借人様との不動産取引及び賃借物件の管理にあたり、個人情報等を記載した書類等を提供いただくこととなりますので、個人情報保護法に従い、個人情報の利用目的、共同利用又は第三者提供等につき以下の内容で取扱いさせていただきます。

個人情報のお取扱いについて

1. 個人情報の利用目的

- ① 不動産の賃貸借契約の相手方を探索すること
- ② 賃貸借契約(連帯保証契約を含む)、媒介契約等を締結すること及び契約に基づき役務を提供すること
- ③ オナーと当社との間の管理委託契約に基づき、物件管理に関する役務を提供すること
- ④ 不動産の賃貸借、媒介、管理等に関する情報を提供すること
- ⑤ 上記①～④の役務、情報を提供するために、郵便物、電話、電子メール等により連絡すること
- ⑥ 賃借人様からのお問合わせに応じるとともに、及び⑥の目的を達成するために必要に応じて保管すること
- ⑦ 宅地建物取引業法第49条に基づき帳簿として及びその資料として保管すること
- ⑧ 不動産の賃貸借等に関する価格調査を行うこと
- ⑨ 市場動向分析を行うこと
- ⑩ 賃借人にとって有用と思われる情報・サービスの提供
- ⑪ 当社が取り扱う不動産に関する保険の契約の履行、情報、サービスの紹介
- ⑫ 不動産・インテリア・リフォーム等に関連する当社又は当社提携企業の情報・サービスの提供・紹介
- ⑬ 当社が実施するアンケートへのご協力依頼
- ⑭ 不動産取引の関係者に、反社会的勢力排除に関する必要な助言をすること
- ⑮ その他、賃借人様から今後提出いただく別表記載の書面については、別表右欄に記載の目的に利用します

2. 賃借人様の個人情報の共同利用

賃借人様から提供いただいた個人情報につきましては、上記1の利用目的を達成するために必要な範囲で、所有者と共同利用させていただきます。

3. 賃借人様の個人情報の第三者提供

ア、賃借人様から提供いただいた個人情報につきましては、上記1の利用目的を達成するために必要な範囲で、契約の相手方及び貸し希望者、他の宅地建物取引業者、指定流通機構、物件情報を書面又はインターネットで提供する者、団体・広告会社、融資に関する金融機関、登記等に関する司法書士その他専門家、提携損害保険会社、不動産管理業者、保証委託会社又は賃借人様の同意を得た第三者に対して提供します。

イ、上記1⑩の目的を達成するために指定流通機構に登録されている物件についてご契約される場合には、個人情報等を次のとおり利用致します。

(ア) 契約が成立した場合には、その年月日、成約価格を指定流通機構に通知致します。

(イ) 指定流通機構は、物件情報及び成約情報は、賃借人様の氏名を含みます。物件の概要・契約年月日・成約価格の内容で構成されています(注)を指定流通機構の会員たる宅地建物取引業者や公的団体に電子データや紙媒体で提供することなどの宅地建物取引業法に規定された指定流通機構の業務のために利用します。

① 提供される情報は、氏名、住所、電話番号、物件情報、成約情報その他必要な項目です。

② 提供は、書面、電話、電子メール、インターネット、広告媒体等の手段で行います。

③ 賃借人様からお申出がありましたら、提供は中止致します。

ウ、上記1⑩の目的に用いた成約情報につきましては、他の物件の価格査定に際し「意見の相違」として仲介の依頼者に提供することはありません。① 提供される情報は、賃借人様の氏名を含みます。成約物件の特定が困難となる工夫を施した物件の概要・成約価格などの項目です。② 提供は、書面、電子メール等の手段で行います。

③ 賃借人様からお申出がありましたら、提供は中止致します。

エ、賃借人様から提供いただいた個人情報につきましては、事故や災害が発生したときに親族等から問い合わせがあった際に、当該親族等から問い合わせがあった際に、当該親族等に対して提供します。

① 提供される情報は、氏名、住所、電話番号その他安否確認に必要な項目です

② 提供は、書面、電話又は口答により行います。

③ 賃借人様からお申出がありましたら、提供は中止致します。

オ、防火や防犯情報、地域活動の円滑化のために、本物件所在地を管轄する自治会や町内会などの第三者に個人情報を提供することがあります。

4. その他

上記1以外の目的で、又は上記2・3以外の者に賃借人様の個人情報を提供する必要がある場合には、あらかじめ賃借人様に対してご通知し、同意いただくこととなります。例外として、法令で許容されている範囲は除きます。

5 お問い合わせ先

本件に係るお問い合わせ、苦情、ご意見につきましては、以下の担当者にてご連絡いただきます。また、個人情報提供の停止等の申出の場合も、以下までご連絡ください。手続の方法や必要書類を送付いたします。

所在地: 神奈川県横浜市港北区高田東3-12-15

連絡先: 045-544-9811

(9:30~18:00) 水曜日 定休

商号又は名称: 株式会社大松建設

別表

個人情報記載の資料等	主たる利用目的
お客様受付カード、サイトからの資料請求フォーム	お客様の情報や希望条件を記入し頂き、希望に合った物件を紹介するため
賃貸物件調査チェックリスト	貸主からの物件の媒介または管理を依頼されたときに、当該物件につき情報を得、整理しておくため
登記簿、測量図、公図、図面、写真、間取り図	当該物件の権利関係、状況、隣地、境界、位置関係、面積等を明確にするため
顧客物件台帳	媒介または管理を依頼された物件を、顧客ごとに整理しておくため
依頼物件の個別賃貸条件	個別の物件ごとに賃貸条件を整理し、入居希望者に対し適切な情報提供ができるようにするため
入居申込書	入居希望者に契約申込の意思表示をしてもらうため
公的身分証明書、印鑑証明書	入居希望者の本人確認をするため
入居希望者の入居資格に関する参考資料	貸主に対し、入居希望者についての情報を提供し、貸主が契約締結を判断するため
重要事項説明書	宅地建物取引業法第35条に定める重要事項を説明するため 宅地建物取引業法第49条に基づき写しを取引台帳として5年以上保存します
賃貸借契約書	不動産取引における当事者の契約関係を明確にするとともに、宅地建物取引業法第37条に定める書面を交付するため 宅地建物取引業法第49条に基づき写しを取引台帳として5年以上保存します
連帯保証人引受承諾書	連帯保証人が特定の賃貸借契約につき、連帯保証する意思があることを明らかにするため
入退去時の物件状況及び原状回復確認リスト	入退去時に、物件の状態を確認するため
鍵受領書	借主に鍵を渡したことを証明するため
賃貸借契約締結に関わる代行処理依頼書	借主に対し、物件の管理状況を報告するため
賃料等収納状況表	賃貸借契約の期に賃主が払出し、場合、宅地建物取引士が使者となり、賃主を代行して契約を締結するため
賃料等収納金の送金について	賃料等の収納状況について賃主に報告するため
家賃未払いのお知らせ	領収した賃料等について、賃主への送金報告のため
家賃滞納督促	家賃滞納につき、借主に知らせ、支払を促すため
賃料支払ひ確認書	家賃未払いのお知らせでも、賃料の滞納が改善されない場合に、借主に催告するため
賃貸借契約解除通知書	借主に滞納家賃の支払いを催促してもらいため
期間満了・更新のお知らせ	契約期間中に貸主あるいは借主の都合により賃貸借契約を終了させるため
退去案内通知	契約期間満了にあり、賃主側で契約更新をしてもよいと考えている場合、借主の意向を確認するため
修繕費負担額合意書	退去手続きが円滑にいくように、借主に対し、退去の際の手引きとして案内するため
敷金精算証明書	敷金返還の際に精算内容を明らかにするため
定期借家の説明書	定期建物賃貸借契約の場合で、契約締結前に貸主から借主に説明をするため
定期借家契約終了についての通知	定期建物賃貸借契約で、期間終了の1年前から6ヶ月前までに貸主から借主に通知するため
管理委託契約書	賃主が当社に対し、不動産の管理を委託するため
賃貸借媒介・代理契約書	賃主が当社に対し、目的物件の媒介または代理を依頼するため
クレーム記録簿	物件の管理・使用につきお申出があった際の対応等を記録するため
親権者等同意書	賃借人が未成年者の場合、法定代理人の同意を得るため
賃貸借契約解除通知書(借主)	契約期間中に賃借人の事情により契約を終了させるため
賃借権譲渡承諾願	オーナーに対し賃借権譲渡承諾を申し出るため
転貸承諾書	オーナーに対し転貸承諾を申し出るため
増改築等承諾願	オーナーに対し増改築等の承諾を申し出るため
承諾書	未内見等による解約の場合の説明のため

本書面の説明を受け、個人情報のお取り扱いについての内容を確認しました。

年 月 日 住所

氏名

個人情報の取得・管理・利用に関する同意書及び賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書

個人情報の取得・管理・利用に関する同意事項

賃貸借保証委託契約(以下「委託契約」という)又は賃貸借保証契約(以下「保証契約」という)の申込者(契約者も含む。以下「申込者」という)は、全保連株式会社(以下「当社」という)が、本条項に従い、個人情報を取り扱うことに同意します。

第1条(個人情報)

個人情報とは、以下の個人に関する情報等をいい、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの等をいいます。また、その情報のみでは識別できない場合でも、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるもの等も個人情報に含まれます。

- ①氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、国籍、職業、勤務先名称、勤務先住所、勤務先電話番号及び年収等の入居申込書兼保証委託申込書(以下「申込書」という)、委託契約書及び保証契約書に記載された属性情報(変更後の情報を含む)。
- ②委託契約及び保証契約に関する賃貸物件の名称、所在地及び賃料等並びに口座情報等の契約情報。
- ③委託契約及び保証契約に関する賃料支払状況等の取引情報。
- ④運転免許証、パスポート及び在留カード等に記載された本人確認のための情報。
- ⑤個人の肖像又は音声を磁気的又は光学的記録媒体等にて記録された映像又は音声情報。
- ⑥裁判所等公共機関、官報、マスメディア、電話帳又は住宅地図等において公開されている情報。

第2条(関連する個人情報)

当社は、緊急連絡先及び同居人等の申込者の関係者に関する個人情報についても本条項に従って取り扱います。

第3条(個人情報の利用目的)

当社が取り扱う個人情報の利用目的は以下のとおりです。利用目的を超えて個人情報を利用することはありません。

- ①委託契約及び保証契約の締結可否の判断のため。
- ②委託契約及び保証契約の締結及び履行のため。
- ③委託契約に基づく求償権の行使のため。
- ④サービスの紹介のため。
- ⑤サービスの品質向上のため。
- ⑥委託契約もしくは保証契約の付帯商品提供のため。
- ⑦ご意見、ご要望又はご相談について、確認、回答又はその他の対応を行うため。
- ⑧賃貸人及び管理会社からの委託に基づく収納代行事務を行うため。
- ⑨賃貸借契約の履行及び管理並びに契約終了後の債権債務の精算に協力するため。

第4条(個人情報の第三者への提供)

(1)当社は、以下に該当する場合を除くほか、あらかじめ申込者本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供することはありません。

- ①法令に基づく場合。
- ②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、申込者本人の同意を得ることが困難であるとき。
- ③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、申込者本人の同意を得ることが困難であるとき。
- ④国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、申込者本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(2)申込者は、当社が申込者の個人情報を以下の第三者に対し提供することに同意します。

- ①第3条記載の利用目的の達成のために、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃貸物件の所有者、賃貸人、管理会社、仲介会社、調査会社、緊急連絡先若しくは同居人等の申込者の関係者、委託契約もしくは保証契約の付帯商品の提供会社に対し提供すること。
- ②当社が申込者に対して有する債権を譲渡又は担保に供する場合、譲渡先又は担保権者に對し取引に必要な項目を電送等により提供すること。
- ③その他申込者が第三者に不利益を及ぼすことと当社が判断した場合に当該第三者に対し提供すること。

第5条(第三者の範囲)

以下の場合、個人情報の提供を受ける者は、第三者に該当しないものとします。

- ①当社が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの一部又は全部を委託する場合(なお、委託先における個人情報の取り扱いについては当社が責任を負います)。
- ②合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合。

第6条(家賃債務保証情報取扱機関への登録・利用等)

(1)申込者は、当社が個人情報を当社の加盟する家賃債務保証情報取扱機関(以下「加盟家賃債務保証情報取扱機関」という)に提供することに同意します。

■加盟家賃債務保証情報取扱機関

名称：一般社団法人 全国賃貸保証協会(略称LICC)
住所：〒105-0004 東京都港区新橋5丁目22番6号
ル・グランエルBLDG2 四階A
電話番号：0570-086-110
URL <http://jpg.or.jp/>

(2)申込者は、当社が申込者等との委託契約又は保証契約締結可否の判断及び委託契約又は保証契約の履行・求償権の行使のために、加盟家賃債務保証情報取扱機関に照会し、申込者に関する個人情報が登録されている場合には、当社が当該個人情報を利用することに同意します。

(3)申込者は、以下の表に定める個人情報が加盟家賃債務保証情報取扱機関以下に定める期間登録され、加盟家賃債務保証情報取扱機関の会員により申込者との契約締結可否の判断及び契約の履行・求償権の行使のために利用されることに同意します。

	登録情報	登録期間
1	氏名、生年月日、住所、電話番号等の本人を特定するための情報	下記の3又は4のいずれかの登録情報が登録されている期間
2	賃貸物件の名称、住所等賃貸物件を特定するための情報	同上
3	委託契約又は保証契約の申込をした事実	当社が加盟家賃債務保証情報取扱機関に照会した日から6ヶ月間
4	当社の賃貸人に対する支払状況、求償金支払請求訴訟及び建物明渡請求訴訟に関する情報	契約期間中及び契約終了後債務が消滅してから5年間

(4)申込者は、賃貸人が賃借人等に対して建物明渡請求訴訟を提起した場合に、これにかかるといわれる情報を、賃貸人が当社に対し、当社が加盟家賃債務保証情報取扱機関に登録する目的で提供することに同意します。

(5)原則として申込者等本人に限り、加盟家賃債務保証情報取扱機関に登録されている個人情報に係る開示請求又は当該個人情報に誤りがある場合の訂正、削除等の申立を、加盟家賃債務保証情報取扱機関が定める手続き及び方法によって行うことができます。

第7条(個人情報の当社への提供)

申込者は、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃貸人、管理会社、仲介会社又は緊急連絡先及び同居人等の申込者の関係者が、申込者の個人情報を、第3条記載の利用目的のために当社に対し提供することに同意します。

第8条(個人情報の開示・訂正等・利用停止等)

(1)当社は、当社所定の方法により、申込者等本人から、当該申込者本人が識別される個人情報の開示を求められたときは、申込者等本人に対し、遅滞なく、当該保有個人情報を開示します。ただし、開示することにより以下の各号のいずれかに該当する場合は、当社の判断により個人情報の全部又は一部を開示することはありません。

- ①申込者本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。
- ②当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。
- ③法令に違反することとなる場合。

(2)当社は、当社が保有する個人情報の内容が事実でないことが判明した場合、利用目的の達成に必要な範囲内において、速やかに当該情報を最新の情報へ訂正、追加又は削除(以下「訂正等」という)します。

(3)当社は、申込者本人から当該本人が識別される個人情報の利用の停止、消去又は第三者への提供の停止(以下「利用停止等」という)の請求を受けた場合は、これに応じます。また、措置を講じた後は、遅滞なくその旨を本人に通知します。ただし、以下の各号のいずれかに該当する場合は、利用停止等は行いません。

- ①申込者本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。
- ②当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。
- ③法令に違反することとなる場合。

第9条(個人情報の正確性)

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。ただし、委託契約又は保証契約の申込時又は締結時においてご提供いただいた個人情報と正確かつ最新であることにございまして、申込者が責任を負うものとします。

第10条(必要情報の提出)

申込者は、委託契約の申込、締結又は履行に必要な情報を提出することに同意します。

第11条(本条項不同意の場合の措置)

申込者が、委託契約及び保証契約において必要な記載事項(申込書、委託契約書及び保証契約書表面に記載すべき事項)の記載を希望されない場合、及び本条項の全部又は一部を承認できない場合には、当社は委託契約及び保証契約の締結をお断りする場合があります。ただし、第3条④に同意しない場合は、これを理由に当社が委託契約及び保証契約を拒否することはありません。

第12条(審査結果)

当社は、委託契約及び保証契約申込についての審査結果を賃貸人、管理会社又は仲介会社へ通知します。なお審査結果は審査時点のものであり、契約時点で申込者に著しい信用状況の変動や、申込内容の変更等がある場合には契約できない場合があります。又、当社による審査により、委託契約及び保証契約が受諾されない結果となった場合であっても、審査内容及び審査の理由は開示しません。また、当社は、法令に定められた訂正等・利用停止等の場合を除き、提供された個人情報及び個人情報を含む書面についてはいかなる場合にも返却及び削除しません。

第13条(個人情報の管理)

(1)当社は、その管理下にある個人情報の紛失、誤用及び改変を防止するために、適切なセキュリティ対策の実施に努めます。

(2)当社は、保有する個人情報について権限を持つ利用者のみがアクセスできる安全な環境下に保管するよう努めます。

第14条(個人情報取り扱い業務の外部委託)

当社は、個人情報を取り扱う業務の一部又は全部を外部委託することがあります。

第15条(統計データの利用)

当社は、提供を受けた個人情報をもとに、個人を特定できない形式に加工した統計データを作成することがあります。当社は、当該データにつき何らの制限なく利用することができるものとします。

第16条(本条項の改定)

当社は、法令等の定めがある場合を除き、本条項を随時変更することができるものとします。

第17条(個人情報管理責任者)

全保連株式会社 個人情報保護管理者 管理本部長

第18条(問合せ窓口)

個人情報に関する苦情、利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止等又はその他のご質問、ご相談若しくはお問合せにつきましては当社ホームページ(<http://www.zenhoren.jp>)を参照いただくか、以下の問合せ窓口までご連絡ください。なお、手続に際しては、当社所定の手数料を要します。

住所：東京都新宿区西新宿1-24-1
担当部署：全保連株式会社 コンプライアンス統括部
電話番号：03-6327-5843
受付時間：土・日・祝日・当社休業日を除く 9:00~18:00

申込者は、運転免許証、パスポート及び在留カード等の本人確認情報並びに当社の与信判断に必要な情報を提出するとともに、当社が与信判断及び委託契約の締結、管理等に際し上記条項に従って当該個人情報の取扱いを行うこと及び裏面記載の「賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書」の内容をいずれも確認し、承諾の上、申込を行います。

同意日	(同意した日をご記入ください。) 20 年 月 日	申込者・賃借人 署名欄	(ご本人がご署名してください。)
「賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書」の説明を行った業者名		説明者 (署名)	(本書裏面に説明した方がご署名してください。)

賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書

契約者及び連帯保証人(以下「お客様」という。)と締結する賃貸借保証委託契約(以下「本契約」という。)の内容及びその履行に関する事項について、ご契約内容をご理解いただくために特にご確認いただきたい事項を、この「賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書」に記載しています。ご契約前に必ずご一読くださいますようお願いいたします。
 なお、本書面はご契約に関する全ての内容を記載していません。詳細につきましては本契約書記載の各条項をご確認ください。

1. 保証会社の商号又は名称、住所、連絡先、相談窓口の名称

商号又は名称	全保連株式会社 登録番号 国土交通大臣(1)第16号 2017年12月21日登録	
本社所在地及び連絡先	【東京本社】 東京都新宿区西新宿1-24-1 16F TEL:03-6327-5840	【沖縄本社】 沖縄県那覇市安謝2-2-5 TEL:098-866-4901
問い合わせ窓口	東京都新宿区西新宿1-24-1 お客様相談室 TEL:0570-01-1083 受付時間:土・日・祝日・当社休業日を除く 9:00~18:00	

2. 保証内容及び保証限度額

保証の範囲	保証対象物件の賃貸借契約(以下「原契約」という。)における家賃(賃料)、共益費/管理費、駐車場料金、水道料/町(区)費、退去時の精算金など本契約書第4条記載の内容となります。		
保証限度額	住居学生用	月額賃料の24か月分相当額	お客様の滞納賃料等が本契約の保証限度額に達するまでに、賃貸人が保証対象物件の明渡請求訴訟を提起した場合、店舗・事務所、駐車場に限り、保証会社は賃料等につき明渡請求訴訟提起時の滞納金額に加え月額賃料10か月分相当額を上限として、保証限度額を追加します。
	住居用		
	住居用(リピーター割引)		
	駐車場	月額賃料の12か月分相当額	
	店舗・事務所	月額賃料の6か月分相当額	
トランクルーム・倉庫			

3. 弁済に係る求償権行使

求償権行使	賃料支払約定日を過ぎても賃料等をご入金なされない場合、保証会社がお客様に代わり賃貸人へ滞納賃料等を立替払い(以下「代位弁済」という。)いたします。保証会社は代位弁済により発生した求償権をお客様へ行使させていただきます。
費用	代位弁済1回につき保証事務手数料として2,000円及び別途消費税等をご請求させていただきます。

4. 保証委託料及び保証期間

保証委託料	ご契約のプランに従って、以下の初回保証委託料及び年間保証委託料を保証会社にお支払いいただきます。		
	毎年プラン	住居用	初回保証委託料:月額賃料の50%及び年間保証委託料:1万円
		店舗・事務所	初回保証委託料:月額賃料の80%及び年間保証委託料:月額賃料の10%(上限3万円・下限1万円)
		住居用(リピーター割引)	初回保証委託料:月額賃料の20%及び年間保証委託料:1万円
	初回のみプラン	住居学生用	初回保証委託料:月額賃料の30%
		住居用	初回保証委託料:月額賃料の80%
		駐車場	初回保証委託料:月額賃料の80%
トランクルーム・倉庫		初回保証委託料:月額賃料の80%	
※年間保証委託料は、本契約書に記載された保証開始日から保証期間中、満1年を経過する毎にお支払いいただきます。※ご契約後、保証会社を受領した初回保証委託料及び年間保証委託料の返金には応じかねますのでご了承ください。			
保証期間	本契約書の保証開始日から退去明渡日まで保証いたします。保証会社は、原契約が同一条件にて更新された場合には、更新期間についても本契約に基づき保証いたします。保証会社は、原契約が借地借家法に規定する定期建物賃貸借である場合についても本契約に基づきお客様の退去明渡日まで保証いたします。		

5. 中途解約及び解除事由

中途解約	本契約は原契約の存続期間中は継続します。但し、お客様が賃貸人の書面による承諾を得て、保証会社の本契約の解約の申し出を行った場合は本契約を解約することができます。
解除事由	保証会社は、お客様が以下のいずれかに該当したときは、賃貸人に対する何らの通知、催告をすることなく直ちに本契約を解除することができます。 ①原契約又は、本契約の各条項に違反したとき。 ②暴力団・過激派・テロ組織・もしくはこれに類する組織(以下「反社会的集団」という。)に属し又は関係者であることが判明したとき。 ③本物件、共用部分、付属設備等に反社会的集団の組織、名称、活動等に関する物を提示、又は搬入したとき。 ④反社会的集団に属しあるいは関係者を居住させ、又はこれらの者を反復継続して出入りさせたとき。 ⑤お客様又はその関係者が本物件、共用部分、その他本物件の近隣において反社会的集団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動により第三者に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。 ⑥本契約に関する重要な事項について故意又は過失により虚偽の事実を告げ、保証会社が誤認して契約が締結されたとき。

6. 賃貸借保証委託契約に関する特約条項

賃借人(以下「甲」という)と全保連株式会社(以下「保証会社」という)と連帯保証人(以下「乙」という)は、甲の委任に基づき、賃貸借保証委託契約(以下「本契約」という)第4条(2)の定めにかかわらず、保証会社が認めることを条件に、以下の甲の債務(以下「本債務」という)を甲に代わって、次のとおり支払うことに合意した。
第1条(本債務の範囲) 本契約書記載の物件(以下「本物件」という)に関して締結した契約により生ずる甲の支払い債務(たとえば、損害保険契約から生ずる保険料相当額、緊急かけつけサービス・入居者優待サービス・その他生活関連サービス利用料等)。 但し、原契約書に記載されていることを条件とする。
第2条(特約に基づく保証限度額) 保証会社が、本特約によって保証する合計金額は、本物件の月額賃料3か月分相当額とする。 但し、本特約に基づき支払った金額は、本契約書表面のプラン表記載の保証限度額に関する計算につき、他の保証対象の債権の支払金額に加算される。
第3条(充当順位) 甲が、本特約及び本契約に基づき保証会社へ弁済した金員が、支払期日の到来した甲の保証会社に対する債務全部を消滅させるのに足りないときは、保証会社はこれを本契約第13条(1)の規定に従い、充当するものとし、保証会社の甲に対する求償債権に充当するにあたっては、保証会社が本特約に基づき代位弁済したことと有する求償債権、本契約に基づき代位弁済したことと有する求償債権の順に充当するものとし、甲はこれに異議を述べない。
第4条(準用規定) 本特約に基づく代位弁済についても上記第1条、第2条、第3条以外は、甲と保証会社間の本契約の条項に従うものとする。

承諾書

(物件の表示)

号室

物件名

所在地

私は、上記の建物につき、本日、賃貸借契約の申込みをしましたが、申込みにあたり下記事項を承諾しておりますので、その証として本書面を差し入れます。

記

1. 賃借人が、本日時点において上記建物を居住中又はリフォーム中により使用しているため室内を見分することができずに賃貸借契約の締結に至った場合、または契約までに室内を見分することができるにもかかわらず室内を見分しないまま賃貸借契約の締結に至った場合において、引渡しを受けた後に賃貸募集用の図面と現状が相違することが判明したとしても、賃貸借契約の無効または取消を主張致しません。もし、賃貸募集用の図面と現状が相違することを理由として賃貸借契約を解約する場合は、賃借人の都合による解約予告として契約終了となることを承諾し、この場合、賃貸借契約締結時に礼金または仲介手数料を支払っていたとしても、その返還を請求致しません。

2. 賃借人が、上記建物を居住中又はリフォーム中により使用しているため十分に室内を見分することができないまま賃貸借契約の締結に至った場合、または媒介業者に見分することを依頼し、自ら見分しないまま賃貸借契約の締結に至った場合において、申込み時において私が抱いていた室内イメージと引渡しを受けた後の室内イメージが相違することがあったとしても、前1と同様に賃貸借契約の無効、取消を主張せず、賃借人の都合による解約申入れとして措置されることに異議を述べません。

3. 前入居者の原状回復後、契約期間開始までの間には再クリーニングは行わないこと、及び消臭・消毒を行っていないことを確認し、希望の際には賃借人負担にて手配を行います。

4. 賃借人の賃借申込みに対して賃貸人が賃貸借契約を締結することについて了承したため、賃貸募集を中止したにもかかわらず、私が私の都合により建物賃貸借契約の締結を拒絶した場合、賃貸人が賃貸借契約を締結する準備等のために要した費用その他の賃貸人の損失を賠償致します。

年 月 日

(申込者)住所

氏名

印

(媒介業者)

会社名

印

住所

担当者